

第 4 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 22 年 2 月 5 日 (木)

午前 10:00 ~

14A 会議室

出席委員	1 号委員 一木明委員，小堀志津子委員，青木格次委員，小野口睦子委員， 森本章倫委員，藤井昌一委員，森賢一郎委員	
	2 号委員 木村由美子委員，五月女伸夫委員，塚原毅繁委員，黒後久委員	
	3 号委員 糸川元一委員 (代理：高橋剛)，本田進委員， 中沢豊委員 (代理：塚野重徳)	
	臨時委員 千保喜久夫委員，中村祐司委員	(計 16 名)
欠席委員	加藤一克委員	(計 1 名)
出席幹事	栗田健一幹事，森岡正行幹事，田辺義博幹事，赤石澤亮幹事， 青柳久幹事，伊沢昌之幹事，宇梶嘉修幹事	(計 7 名)
事務局	高橋功書記，松野昇一書記，高橋裕司書記	(計 3 名)

事務局

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それでは、「第45回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。資料につきましては、事前にお届けしております「第45回審議会会議次第」、資料1「地域別構想(素案)」、参考資料1「地域別構想(素案)の概要」でございます。

また、本日お席に配布してございますのは、参考資料2「全体構想(案)」、参考資料3「全体構想(案)の概要」、参考資料4「ネットワーク型コンパクトシティの図面」、でございます。不足している資料がありましたら、事務局の方にお知らせ下さい。

よろしいでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、「第45回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

それでは森本会長、進行をよろしくお願いいたします。

森本議長

それでは只今より、「第45回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

前回、「第44回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたしまして皆様と都市計画マスタープラン地域別構想について議論してまいりました。前回いただいた貴重なご意見では、特にネットワーク型コンパクトシティを力強く進めていくために地域別構想がどうあるべきという点について熱心にご議論していただきました。今回はそのご議論を踏まえまして事務局の方でたたき台を作ってきております。活発なご審議をいただいでその結果これをパブリックコメントにかけていきたいと思っておりますので、出来るだけスムーズな議事進行が出来るようにご協力お願いいたします。

さっそく議事の方を進めていきたいと思っております。それでは、本会の成立について、事務局からのご報告お願いいたします。

事務局

本日の会議ですが、現在出席委員は16名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、傍聴者は2名でございます。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

それでは、皆様様の様々な見地からご意見をいただき、効率的に会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会議の次第に従い会議を進めてまいります。

まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小堀志津子委員と中村祐司委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、審議の公開についての確認ですが、本審議は公開といたします。傍聴の方は、お手元の傍聴要領をお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

今回の議題につきましては、平成20年9月19日付、宮都第342号にて、市長から諮問がなされております。

内容につきましては、議案第1号「都市計画に関する基本的な方針」といたしまして、「第2次宇都宮都市計画マスタープラン」について、継続の審議でございます。

本議案につきましては、第44回の審議会で行われました「地域別構想」の継続審議となっております。本日審議したものを基にパブリックコメントにかけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に基づき、議事を進めてまいります。

議案第1号「都市計画に関する基本的な方針」「第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第1号「都市計画に関する基本的方針」である「第2次宇都宮市都市計画マスタープラン地域別構想(素案)」につきましてご説明いたします。

「地域別構想(素案)」につきましては、12月24日開催の第44回の審議会におきまして、5地域の整備イメージや各分野別の方針など内容のご説明をいたしまして、その大筋についてはご了解をいただいたところです。

ご審議のなかで、資料の修正を要するもの、また、補足資料でのご説明を要するものが一部ありましたので、それらについてのご説明からさせていただきます。

まず、資料1「地域別構想(素案)」の25ページをお開き下さい。

北東部地域の「1.現状と課題」の1行目についてですが、前回の資料では、「本地域は、農地・山林が大部分」という表現をしておりましたが、当地域には、自然以外にも優良な市街地が存在することから、それらを踏まえた表現に修正すべきとのご意見を受け、「農地・山林が多く」と修正させていただきました。

また、3ページの1行目になりますが、北西部地域におきましても、同様の記載がありましたので、同じく修正をいたしております。

次に、「地域の拠点間の連携、ネットワークがより分かりやすくなるよう配慮が必要」とのご意見をいただき、これにつきましても、資料の修正を行いました。

資料1の2ページの右上の図をご覧ください。

北西部地域における本地域における大谷公園周辺の「観光・交流拠点」、インターチェンジ周辺の「産業・流通準拠点」がございますが、これらと他地域の拠点との連携を示すため、国道293号線などにより北東部地域、上河内の地域交流拠点や大谷街道による中心市街地、都心拠点また、宇都宮環状道路などを介して南部の地域交流拠点とのネットワークについての図示を追加いたしました。その他の地域の図面におきましても、拠点から隣接地域の拠点へのネットワークについて表現を加え、分かりやすくしていきたいと考えております。

また、この他のご意見といたしまして、ネットワーク型コンパクトシティについて分かりやすいものを用いたご意見を踏まえ、補足的にご説明できるような図を参考資料4として、本日お席に用意しております。

簡単なお説明とさせていただきますが、基本的には、1枚目の全体構想においてまとめております将来都市構造がネットワーク型コンパクトシティの構造の基本であると考えております。2枚目では、拠点などにおける機能や密度の集約のイメージについて、また、3枚目では、拠点間のネットワークについて補足の資料としてご参照いただきますようお願いいたします。

以上、「地域別構想（素案）」につきまして、前回の審議会でのご意見の対応についてご説明をさせていただき、「地域別構想（素案）」のご説明を終わります。

次に、本日の資料の新たな部分として、「全体構想」、「地域別構想」の締めくくりとなる今後の都市づくりの姿勢や、コンパクトシティへ向けた実現方策などをまとめた「まちづくりと今後の展開」についてお諮りいたします。

資料1の29、30ページをご覧ください。

まず、「1.まちづくりの基本的な進め方」についてです。

(1)市民協働によるまちづくりでは、1点目として、これからの都市計画は、パブリックコメントやワークショップなど市民参加により策定する『第2次宇都宮市都市計画マスタープラン』を基本方針として推進すること。また、2点目として、都市計画マスタープランや都市計画制度の周知を図るため、さまざまな手法による情報提供や出前講座の開催などを行うこと。また、3点目として、素案の構想段階から説明会や公聴会など市民の意見を反映し、市民協働のまちづくりに努めることです。

(2)庁内体制の充実と関係機関との連携では、1点目として、総合的なまちづくりを推進するため、関連する部門との連携や調整を図りながら、横断的に計画策定や事業実施を推進すること。また、2点目として、公共交通の充実など広域的に取り組む必要がある施策については、県や周辺市町と

の連携・調整を図りながら展開すること。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理と見直しでは、1点目として、定期的にまちづくりの進行状況を把握するとともに、都市計画審議会のご意見や行政評価制度等を活用し、効率的・効果的なまちづくりの推進に努めること。また、2点目として、社会経済の変化など、都市計画マスタープランの内容に見直しの必要が生じた場合には、柔軟に都市計画マスタープランの見直しを行うことなどの今後の都市計画の策定などに向けての姿勢や、都市計画審議会でのご審議・ご意見をいただきながらのまちづくりの進行管理について記載をしております。

次に、30ページの「2. ネットワーク型コンパクトシティの実現方策」ですが、「拠点の機能強化」、「交通ネットワークの充実」などのネットワーク型コンパクトシティの実現のための取り組みについて整理いたしました。

(1) 都市計画における諸制度の積極的な活用では、1点目として、一体的な都市づくりを推進するにあたって、都市計画区域の見直しを行うこと。これは、上河内地域の「線引き」の実施を指しております。また、2点目として、拠点への都市機能の集積、あるいは良好な居住環境の形成に向けて、用途地域の見直しなどの様々な都市計画制度を積極的に活用すること。また、3点目として、市街化調整区域については、その基本的性格を踏まえながら、開発許可制度などの適正な運用を図るということです。

(2) 骨格的な都市施設整備や市街地整備の推進では、1点目として、ネットワーク型コンパクトシティを形成する上で重要度の高い事業を重点的に推進すること。また、2点目としては、未着手の都市計画道路等の都市施設については、ネットワーク型コンパクトシティ実現の観点から見直しを検討することです。

(3) 人口誘導と公共交通の活性化の推進方策の展開では、1点目として、地域特性に応じた人口の適正な配置を誘導するため、中心市街地での居住促進策のほか住宅取得支援など新たな施策の検討を行うこと。また、2点目として、シーム

レスな公共交通体系を確立すること。また，3点目として，公共交通と徒歩・自転車などが連携・共存する施策等を検討することです。

このように，都市計画マスタープランの策定以後，都市や拠点の集約や地域，拠点間の連携のための様々なハード，ソフトの施策，事業の実施・検討について記載をしたところがございます。

以上が「まちづくりの今後と展開」でございます。本日も説明いたしました「地域別構想」，「まちづくりの今後と展開」の素案につきましては，昨年度末，平成21年3月26日付，中間答申をいただきました「全体構想」と併せまして，「第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」の素案としてパブリックコメントとして公表してまいりたいと考えておりますので，ご審議のほど，よろしくお願いたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆様，ご意見，ご質問がございましたら，ご発言をお願いいたします。

一木委員

資料1が参考資料2と一体になって一冊になるということによろしいでしょうか。

宇梶幹事

その通りでございます。

一木委員

資料1の7ページにある中央地域の「人口・世帯の推移」についてですが，人口，世帯数ともに横ばいになっています。これに対して周辺地域は，人口，世帯数が伸びている傾向にあるのが分かります。これらのことからコンパクト型の都市には向かっておらず，むしろ拡散する方向に向かっているということが読み取れます。

もう1つは，資料1の30ページの「2．ネットワーク型コンパクトシティの実現方策」の中で，周辺地域における拠点都市以外の地域での開発規制というものがないと，今までの拡散傾向に歯止めがかからないのではないかと思います。

その他の方策では、中心都市へ人口を誘導するための方策やネットワークを進めていくための交通網の整備とあるが、自然にネットワーク型コンパクトシティになっていくということではないと思います。拠点地域以外の自然豊かな地域をどのように保護していくのかという方策については都市計画マスタープランに入れなくてもいいのでしょうか。

宇梶幹事

ネットワーク型コンパクトシティの実現方策についてですが、資料1の30ページをご覧ください。

市街化調整区域は、基本的に開発を抑制する地域ではありますが、開発許可制度の適正な運用ということで歯止めをかけながらも、集落における一定の人口居住は必要であるという考え方を持っております。都市計画的な手法をもって拠点性を高め、あるいは手法を増やし、市街化調整区域においては開発許可制度等を運用することで、メリハリのついた人口構成になるような都市構造にしていくという考え方を持っております。

森岡幹事

参考資料2の31ページをご覧ください。

「2.基本方針」の中で、全体構想の中で方針を謳っていますので、コンパクトシティについては、全体構想の中で進めていくということになります。地域別構想の中では、地域の活力維持のための開発というように誘導しているので、全体構想と地域別構想の両方を踏まえたいうえでご理解していただきたいと思います。

一木委員

必要最小限の規模とするよりも「基本的に開発は認めない」とするぐらいの積極的なメッセージを込めた言葉を出していくべきではないかと思います。特に、林業や農業の現状を考えるとそのまま放置するのではなくて、開発していこうという行為もあるわけですから、歯止めをかけていくにはもう少し強いメッセージを出していく必要があると思います。

宇梶幹事

参考資料 2 の 3 1 ページをご覧ください。

「 2 . 基本方針」の では、市街地の拡散につながるような新たな市街化区域の拡大は、原則として行わないものとするとしており、一木委員のご意見に沿った形になっていると思います。具体的な手法については先ほど申し上げました、都市計画的な手法などを検討しながら、これからネットワーク型コンパクトシティの実現に取り組んでいきたいと思えます。

森本議長

参考資料 4 についてですが、これもパブリックコメントとして市民に公表していくということによろしいでしょうか。

宇梶幹事

参考資料 4 の取り扱いについては、パブリックコメントに出さないという考えであります。

森本議長

分かりました。ありがとうございます。

千保委員

資料 1 の 1 0 ページの (3) 緑のネットワークの方針の中で、公共施設や民有地内の緑化を進めるとありますが、民有地内の緑化とは具体的にどのように進めていくのでしょうか。

宇梶幹事

民有地内の緑化については、敷地内の緑化の他に、壁面緑化や屋上緑化等を想定しております。補足になりますが、「緑の基本計画」については、現在改訂作業を進めておりますので、その中で盛り込まれてくる部分もあると思えます。

千保委員

資料 1 の 1 5 ページの「 3 . 地域整備の主要方針」の (1) の中で鬼怒左岸とありますが、河川の場合の左岸と右岸はどのように決めているのでしょうか。

宇梶幹事

上流を背にした時に左側が左岸、右側が右岸となります。

千保委員

資料1の29ページの(3)の上から2行目に定期的にまちづくりの進行状況を把握するとありますが、具体的にどのようなことをしていくのかを教えてください。

宇梶幹事

都市計画マスタープランの特徴としては、まちづくりの方針を示していくものですが、計画するだけでなく、方針方向に従って事業が行われて、きちんとした方向に向かっていくかどうか進行管理をしていく必要があるということから記載いたしました。

森本議長

補足になりますが、現在国において、都市計画制度の抜本的な見直し検討が行われており、その中でPDCAの概念を都市計画に取り込むことについても議論しているところです。これらのことを見据えて、将来的に制度が変わった時に対応出来るようにするというのが思惑としてあります。

もう1つは、宇都宮市が現在行っている「宇都宮市道路見える化計画」という道路整備についてもPDCAを導入していますので、都市計画の分野においてもPDCAというものがあれば市民の為になるということから記載しております。

千保委員

実際に計画を進めるにあたって、PDCAを導入するということはとてもいいことだと思います。

また、これから計画を進めていくスケジュールは決まっているのですか。

森本議長

例えば、都市計画基礎調査をどのくらいの間隔で実施していくのかなど具体的なところになると、まだ分からないところがあるので、今回はこのような表現に留めておきました。

青木委員

参考資料2の36ページに土地利用構想図というものがありますが、これと都市計画図との整合性はどのようになっているのですか。

宇梶幹事

都市計画図というものは、線引きをした図面で、市街化区域と市街化調整区域を表していて、その中の市街化区域内の用途地域などを示したものです。土地利用構想図は、土地利用の方向性を示したもので、都市計画図とは違うものとなっております。

青木委員

市街化調整区域においては、都市計画図とは違う地域が指定されているのですか。

宇梶幹事

都市計画上は市街化区域と市街化調整区域だけです。
その他の関連計画としては、農地法や森林法などがござい
ますが、都市計画上の規制としては、都市計画図で示し、土
地利用としては、土地利用構想図で示しております。

森委員

資料1の29ページの(1)市民協働によるまちづくりの
中で、出前講座の開催というものが記載されていますが、一
般市民の都市計画に対する関心が薄いというのが現状であ
ります。一般市民が都市計画に出会う時は、自分の住宅の建
築であったり、市街化調整区域にある土地を活用したくても
なかなか活用出来ない場合であったり、建築しようとした時
に接道の問題でセットバックしなければいけない場合などに
都市計画を認識すると思います。

小中学生を対象とした資料等を用いて、出前講座を行い、
都市計画について小さい頃から興味を持ってもらうことが必
要だと思います。出前講座を行うことで、都市計画に対する
規制とか制限がまちづくりのために必要なルールであるとい
うことが分かってもらえると思うので、出前講座をぜひ活用
していただきたいと思います。

もう一つは、資料1の29ページの(3)都市計画マスタ
ープランの進行管理と見直しの中の最後の行で、柔軟に計画
の見直しを行うとありますが、あえて「柔軟に」という言葉
を入れる必要はないのではないかと。ここでは、「必要な見直し
を行う」が良いと思います。

宇梶幹事

出前講座の件については、森委員のご発言のとおり、専門用語が出てきて理解するのが難しいところなのですが、なるべく分かりやすい出前講座をやっていきたいと思っております。また、その出前講座の中で、都市計画マスタープランの内容についても若い人達に周知していきたいと思っております。

資料1の29ページの(3)の「柔軟に」という部分については、事務局としてはこのような表現をさせていただいていますが、基本的に社会経済情勢の変化に応じて必要であれば計画を見直すということで理解しておりますので、ご議論の中で入れる必要がないということであれば、削除も可能だと思います。

青木委員

出前講座やホームページ、広報誌で都市計画マスタープランをアピールしていくということですが、その際に「第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」という難しい名前の下に、若い人向けのキャッチコピーを入れた方が良いのではないのでしょうか。今のままでは難しくて若い人達に分かってもらえないと思っております。

宇梶幹事

出前講座を開催する時までには、考えておきたいと思っております。

森本議長

例えば、札幌市では、子供向けの都市計画のあり方について小学生でも分かりやすい小冊子のパンフレットなどを作ったりしています。札幌市以外の自治体でもこのような取り組みを行っている自治体がありますから、実際に出前講座などを開催する時までには、いろいろと勉強させていただき、分かりやすい言葉を使って子供達に教えることが出来るようになれば良いなと思っております。

中村委員

参考資料4の上のところに全体構想の30ページとありますが、これは参考資料2の30ページということでしょうか。

宇梶幹事

その通りでございます。

五月女委員

資料１の２６ページの（２）交通体系の整備方針の中で、主要な公共公益施設や鉄道などの拠点間を連絡する新たな交通手段を検討するとありますが、これはどういうことですか。

宇梶幹事

資料１の２８ページをご覧ください。

地域整備方針図の薄い紫の破線の部分が新たな交通手段を検討するということでご理解をいただきたいと思います。

森本議長

凡例の中に薄い紫の破線が無いようなので、これは付け加えてもらえますでしょうか。

付け加えることは可能だと思います。

宇梶幹事

森岡幹事

資料１の２８ページの図を具体的に説明しますと、各地域拠点と地域自治センターを結ぶ連携というものを今後目指していくイメージ図であり、地域内でネットワークを構築していくというようなイメージであります。

森本議長

この薄い紫の破線で表されている新しい交通や新たなバス路線の導入というようなものは地域によって文言が付け加えられておりますが、きちんと明記していただいて、場合によっては委員のご指摘のような文言をいれた方がより分かりやすくなるということであれば、文言を修正させていただくということでよろしいでしょうか。

五月女委員

よろしく申し上げます。

小野口委員

前回の都市計画審議会の時に交通網のところ、「全地域を繋ぐ」という言葉を入れるということだったと思いますが、今回それが反映されていないので、その部分を付け加えてほしいと思います。

栗田幹事

図面上には前回の各地域をリンクさせるようなものを入れてはありますが、言葉として若干抜けているところもありますので、その部分を上手く加えていきたいと思っています。

木村委員

都市計画マスタープランに沿った都市開発についてですが、先ほど、これから上河内地域が線引きされるという話がありました。河内地域から見ますと、今、河内地域は線引きされていますが、線引きがされていないような開発が起きているような印象を受けています。宇都宮市の開発行為の規制があると思いますが、上河内地域が線引きされるということですので、都市全体として規制というものをもう少し見直す必要があるのではないかと思います。

もう一つは、前回の都市計画審議会の時に意見が出ていたのですが、宇都宮市は福祉の町宣言というものをしていますので、そういった内容のことをこの都市計画マスタープランの中に入れて方がいいと思います。

例えば、交通体系の整備方針とする時に、福祉の拠点や施設に行けるような体系を確保するというのを推進していくような観点をぜひ入れていただきたいと思っています。

宇梶幹事

参考資料2の48ページをご覧ください。

「9. 福祉のまちづくりの方針」という中で、木村委員のご発言を十分に意識した形で記述しているところです。

もう一つの都市計画の規制や手法に関するご意見についてですが、開発許可基準において市街化調整区域でのネットワーク型コンパクトシティを実現する上で若干課題が見受けられますので、適切に見直しを検討していきたいと考えております。

一木委員

宇都宮市は栃木県の県庁所在地でもあるので、宇都宮市内だけの人口移動を考えるのではなく、広域的な視点で考えていく必要があると思います。

現状としては、交通体系が整備されていないということもあって、車中心の交通体系になっているのでそれをどうして

いくのかという問題があります。中心市街地でも午後7時を過ぎてしまうとシャッターが閉まってしまうお店が多いというのが現状です。

車中心社会を前提にするのであれば、駐車場の整備やバス交通をどうしていくか、あるいは新たな交通手段としては何が考えられるのかということが課題となってくると思います。全体的に、宇都宮市以外の地域との交流をどうするのかということが都市計画マスタープランの中で取組むべき課題となるのではないのでしょうか。

宇梶幹事

参考資料2の40ページをご覧ください。

公共交通整備構想図をお示ししていますが、一木委員からご発言があったような広域的な観点ということについても今後必要な考え方となると思っております。広域的な観点からの広域連携交流軸というのも都市計画マスタープランの中で位置づけをさせていただいておりますので、そのような考え方でご理解していただきたいと思っております。

森本議長

参考資料2の37ページをご覧ください。

「1. 交通体系の整備方針」の中で、宇都宮都市圏の中心都市として、圏域内外の広域的な連携の強化と市街地の円滑な交通処理を図ると冒頭で謳っているということと、(1)道路ネットワーク整備では、「地域高規格道路」や「スマートインターチェンジ」などが外とのつながりを表しており、全体構想の中で基本的には大きな謳われ方をしています。

もう1つについては、参考資料2の47ページをご覧ください。

「8. 環境負荷の少ないまちづくりの方針」の(1)環境にやさしい交通環境への転換では、自動車交通の抑制に向け、公共交通網等の利便性・快適性の向上を促進するというような文言を入れていますので、一木委員のご発言の内容に対しては、全体構想の中で対応しているというような解釈をしていただきたいと思っております。

千保委員

参考資料 2 の 2 ページについてですが、「3 . 計画の位置付け」の中で、「第 5 次宇都宮市総合計画」と同時に、県が定める「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」というものを背景として都市計画マスタープランを計画してきているということによろしいでしょうか。

森本議長

その通りでございます。

千保委員

参考資料 2 の 2 ページの 印のところについてですが、栃木県の方針というものは、一つの市町村を超える広域的な視点から、それぞれのまちの将来像を描いて、土地利用のあり方や道路等は交通軸であるように広域的な観点から定められていると思います。これが最も基本的な連携となっています。県にとどまらず、北関東であるとか、清原工業団地の物流がどうなっているかという観点からすると宇都宮市だけでは広域的な交通網の整備をするというのは出来るはずがないと思います。

栗田幹事

目標年次として平成 3 4 年ということでこの都市計画マスタープランを策定していますので、千保委員のご発言内容は、さらにこの枠を超えるような、構想としてはもう少し時間がかかる構想になってくるのではないかと考えております。当面、この 1 0 年間では自動車交通というのが基本的な考え方になってくるのかなと考えております。

一木委員

交通体系をこれからどのように考えていくのかということですが、現在の状況からすぐに自動車中心社会が変わっていくとは思えません。エネルギーの問題や地球温暖化の問題を大きなスタンスで捉えれば、このままではいけないという考えが一方ではあるわけですから、いずれ変わっていかねばいけないと思います。それが具体的にいつどう変わるかというのは全く予想出来ません。

現実的に、不確定な状況の中で都市計画を作ろうという時に、現在中心となっている交通体系を前提とすれば、ここで

書かれているような未整備の道路や、拠点間の道路をさらに繋ぐための整備をするという話も当然ながら出てくるわけです。車中心の都市開発でやっていくけれども、それがどこかで大きな転換を向かえるだろうという予測をしながら、その中でも予測に反する都市計画をしていかなければいけないという辺りが気持ちの中で納得出来ない部分があります。

森本議長

非常に難しい部分になりますが、我々がこの審議会では将来の都市像について議論しているということは間違いなく事実となります。車中心の社会が進んでいく中で、どのように舵取りをしていくのかということがここに与えられた宿題でもあります。ただし、現状の社会を全く無視したような絵柄を描くというのが非現実的ですので、そこが議論の一番難しい部分でもありますし、我々に託された大きな課題であると認識しております。

青木委員

参考資料2の37ページの3環状12放射道路網についてですが、大谷街道は北西部と中心部を繋ぐ一番大事な道路になっていると思いますが、なぜ3環状12放射道路に含まれていないのでしょうか。

事務局

この3環状12放射道路というものは、平成8年に策定した「宇都宮都市圏の都市交通マスタープラン」の中で位置付けられている12放射状道路のことです。しかし、この12放射状道路に入っていないからといって、大谷街道を整備する必要がないということではございません。

大谷街道は、都心部地域と観光交流拠点の大谷を結ぶネットワーク上重要な道路になっており、現在は県の方でも整備を進めているところでございます。

青木委員

昔から宇都宮駅から西に伸びていく大谷街道が12放射状道路に認定されておらず、さつきロードというわずか4、5kmの道路が認定されているというのは市民感情としては納得出来ません。ぜひ見直してもらいたいと思います。

森本議長

今回は地域別構想ですので、全体構想のほうに立ち戻ってしまうこととなります。また、既存の都市交通マスタープランで策定されているものをそのまま引用していますので、なぜ大谷街道ではなくて、さつきロードが3環状12放射状道路に含まれているのかということについては、事務局に調べてもらいたいと思います。

千保委員

資料1の26ページの(2)交通体系の整備方針の中で、JR岡本駅の橋上駅舎と明記されていますが、これはもう整備が進んでいるのですか。

田辺幹事

JR岡本駅につきましては、拠点の開発ということで西口の区画整理事業と合わせて両側に広場を連絡する意味も含めまして、橋上化を行う計画がございます。現在は、整備に向けた調査を行っているところです。

中村委員

資料1の30ページの(3)人口誘導と公共交通の活性化の推進方策の展開の中で、公共交通体系の確立を行政、交通事業者、地域が連携して構築していくとありますが、公共交通体系の確立に地域が行う部分はどのようなことがありますか。

宇梶幹事

例えば、清原地区においては、地域内交通ということで地域が主体で行なっているものもありますので、そういう意味で地域という表現をさせていただきました。

木村委員

資料1の30ページで使われている「シームレス」や資料1の25ページで使われている「スプロール」の意味を教えてくださいたいと思います。

宇梶幹事

専門的な用語については、用語集という形で添付する予定でありますので、ご理解よろしく申し上げます。

一木委員

パブリックコメントの期間についてですが、スケジュールの問題があると思いますが、できるだけ期間を長くにとって多くの市民の方が意見を言いやすいように工夫してほしいと思います。率直に言うと、私も資料に出てくる難しい言葉や文章が難しかったりしてなかなか読み取れない状況でした。

これからパブリックコメントということでインターネットなどを用いて資料を市民の方に提供していくと思いますが、一般市民が資料を読み込んで意見をまとめるまでには、時間がかかってしまうと思うので、パブリックコメントの期間を最大限にとっていただきたいと思います。また、パブリックコメントを実施しているという周知も工夫して行っていただきたいと思います。

事務局

パブリックコメントについては、2月10日から3月3日までを予定しております。また、パブリックコメントの期間中に「地域別構想（素案）」の説明会を予定しております。各地域1回になりますが、昨年夏に地域別ワークショップを実施し、地域ごとのまちづくりに対する意見をいただきましたので、それを逆にフィードバックするような形で計画素案の説明とパブリックコメントの周知も合わせて行っていきたいと思っております。

一木委員

パブリックコメントの期間を最低1ヶ月とか1ヶ月半とするというのはスケジュールの問題上無理なのでしょうか。

事務局

スケジュールの問題ということもありますが、最大限にとらせていただくということで設定しております。

この都市計画マスタープランにつきましては、通常は庁内におきまして、計画を最終的に取りまとめる時にパブリックコメントを1回行うというルールになっていますが、全体構想の時に1回パブリックコメントを実施しており、今回を含め2回行なうということになっております。スケジュール的には厳しいですが、最大限に期間をとらせていただくということでよろしく願いいたします。

藤井委員

平成34年に向けての見通しで都市計画マスタープランに沿ったまちづくりをしていくのか、あるいは平成34年の見通しを違う方向に持っていくためのまちづくりをしたいのかということが根本的に分かりません。

この平成34年のある見通しに向けたまちづくりのための都市計画マスタープランを策定しようとしているのか、それとも、見通しとは違う方向に持っていくための都市計画マスタープランを策定しているのかということが根本的に分かりません。

森本議長

参考資料2の1ページをご覧ください。

「1. 策定の趣旨・目的」の中で、なぜ都市計画マスタープランを策定しなければいけないのかということが記述してあります。

藤井委員

見通しが示す状態になるという予想を踏まえて、ここで掲げる将来都市像になるようなまちづくりを行うための、都市計画マスタープランであるということによろしいですか。

森本議長

そのとおりです。ネットワーク型コンパクトシティを形成し、目指していくために都市計画はどうすべきなのかということについてこの中で書かれていますので、そのようにご理解していただきたいと思っております。

中村委員

現状と将来の状況を踏まえた上でネットワーク型コンパクトシティを目指していく中で、理念だけを求めているのは全然現実味の無いものになってしまいます。今回の都市計画マスタープランは、バランスの上ではこれ以上ない、非常にいいものが出来ていると思います。勉強不足の私でも非常に読みやすくなっていて、こういう難しい問題を読みやすい形にしてくれていると思います。

森本議長

他にご意見ありませんでしょうか。

それでは、「地域別構想（素案）」につきましては、先ほどいただいたご意見等を十分に踏まえ、素案について所要の修正を行うようお願いいたします。

修正の内容につきましては、委員皆様のご都合や、今後の事務局の作業予定もありますことから、修正案のチェックを私に一任いただけますでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

事務局は、本日の審議を踏まえ、今後の作業を進めていくよう、お願いいたします。それでは、これで会議次第「3．議事」についての審議を終わります。

次に、会議次第「4．その他」に入ります。

「その他」といたしまして、事務局より何かございますか。

事務局

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

都市計画マスタープランのご審議につきまして、今後の予定をご説明いたします。

パブリックコメントを2月10日から3月3日まで行う予定であります。また、それと並行いたしまして、地域別説明会を2月18日から計5回行う予定であります。その後、パブリックコメントの結果の整理を行いまして、3月の中旬から下旬頃に改めて都市計画審議会で最終審議をしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

森本議長

それでは、これで、「第45回宇都宮市都市計画審議会」を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

会 長 森 本 章 倫

議事録署名委員

委 員 小 堀 志 津 子

委 員 中 村 祐 司